

大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を扶養しているもの（以下「母子家庭の母等」という。）の就労のための主体的な能力開発の取組を支援し、もつてその者の属する世帯の自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 給付金は、次条に規定する支給対象者が、第4条に規定する対象講座を受講する場合に、その受講のため要する費用の一部につき、支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住する母子家庭の母等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「母子・父子自立支援プログラム」という。）の策定等の支援を受けていること。
- (2) 給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、その者が適職に就くために対象講座の受講が適当であると認められること。

(対象講座)

第4条 給付金の支給の対象講座は、次に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による教育訓練給付金（次号及び第3号において「教育訓練給付金」という。）であつて、一般教育訓練（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練をいう。）に係るもの（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準ずるものとして市長が認める講座
 - (2) 教育訓練給付金であつて、特定一般教育訓練（省令第101条の2の7第1号の2に規定する特定一般教育訓練をいう。）に係るもの（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とするものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が認める講座
 - (3) 教育訓練給付金であつて、専門実践教育訓練（省令第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練をいう。）に係るもの（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とするものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が認める講座
- 2 給付金の支給の対象経費（以下「支給対象経費」という。）については、第1号に掲げるものとし、第2号に掲げるものは対象外とする。

(1) 対象経費

- ア 教育訓練施設に対して支払った入学科（対象講座（第6条の規定による対象講座の指定を受けたものに限る。以下この項において同じ。）の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）
- イ 受講料（対象講座の受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）

(2) 対象外経費

- ア 検定試験の受講料
- イ 対象講座の受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 対象講座の補講費
- エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

カ 対象講座の受講のための交通費、パソコン、ワープロ等の器材の費用等

(支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 対象講座の受講開始日において、前条第1項第1号に掲げる講座を受講する場合にあっては一般教育訓練給付金の支給を、同項第2号に掲げる講座を受講する場合にあっては特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 その者が支払った支給対象経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が200,000円を超えるときは200,000円とし、12,000円を超えないときは給付金の支給を行わないものとする。）
- (2) 前条第1項第3号に掲げる講座を受講する支給対象者であって、対象講座の受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者（次号において「第3号講座受講支給対象者」という。）（同号に掲げる者を除く。） その者が支払った支給対象経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が当該対象講座の修学年数に400,000円を乗じて得た額を超えるときは当該修学年数に400,000円を乗じて得た額と1,600,000円とを比較して少ない方の額とし、12,000円を超えないときは給付金の支給を行わないものとする。）
- (3) 第3号講座受講支給対象者であって、対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格を取得した上で就職等した者（対象講座修了時点で就職等している者を含む。） その者が支払った支給対象経費の額に100分の85を乗じて得た額（その額が当該対象講座の修学年数に600,000円を乗じて得た額を超えるときは当該修学年数に600,000円を乗じて得た額と2,400,000円とを比較して少ない方の額とし、12,000円を超えないときは給付金の支給を行わないものとする。）
- (4) 対象講座の受講開始日において、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金等」という。）の支給を受けることができる支給対象者 次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ定める額から、雇用保険法第60条の2第4項の規定によりその者が支給を受けた一般教育訓練給付金等の額を差し引いた額（その額が12,000円を超えないときは、給付金の支給を行わないものとする。）

ア 前条第1項第1号又は第2号に掲げる講座を受講する者 第1号に定める額

イ 前条第1項第3号に掲げる講座を受講する者

ⅰ 第2号に掲げる者 同号に定める額

ⅱ 第3号に掲げる者 同号に定める額

2 給付金は、原則として支給対象者1人について1回限りの支給とする。

(対象講座の指定等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ給付金の支給の対象講座である旨の指定を受けなければならない。

2 前項の規定による指定申請書の提出は、毎年度、市長が定める期間に行わなければならない。

3 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 当該指定申請書を提出した者（以下「指定申請者」という。）及びその扶養する児童（法第6条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

4 市長は、対象講座の指定については、本人の意向を踏まえつつ、当該講座が、指定申請者を適職に就かせる

観点から適当であるか等を審査し、その緊急性や必要性について考慮の上判定するものとする。

5 市長は、指定申請書を受理したときは、支給要件を審査の上、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）又は自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定棄却・却下通知書（様式第3号）により当該指定申請者に通知するものとする。

第6条の2 受講開始前に対象講座の指定を受けていない者であって、真にやむを得ない事由により指定申請書を受講開始前に提出できなかったものについては、その者が支給要件を満たし、対象講座の受講が適職に就く観点から適当と認められる場合に限り、受講開始前に対象講座の指定を受けたものとみなすことができる。

（支給申請）

第7条 第6条の規定による対象講座の指定を受けた者（前条の規定により対象講座の指定を受けたものとみなされた者を含む。次条において「対象講座指定者」という。）は、当該対象講座の修了後、市長に自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による支給申請は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者にあつては、その支給額が確定した日）から起算して1月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合においては、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 当該支給申請書を提出した者（以下「支給申請者」という。）及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 当該支給申請に係る指定通知書
- (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証する受講証明書（第8条第2項によって支給する場合に限る。）
- (5) 教育訓練施設の長が、支給申請者本人が支払った支給対象経費について発行した領収書（明細を記したものを含む。）
- (6) 一般教育訓練給付金等の支給を受けている者にあつては、教育訓練給付金支給・不支給通知書その他支給を受けている額を証明する書類
- (7) 地方税関係情報の取得に関する同意書（様式第6号）

第7条の2 対象講座指定者（第5条第1項第3号に定める給付金の額を受けようとする者に限る。）は、当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格を取得した上で就職等した後、市長に自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第5号。以下「追加支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による追加の支給申請は、当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格を取得した上で就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者にあつては、その支給額が確定した日）から起算して1月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 追加支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公募等による確認等ができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 前条第3項第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる書類
- (2) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(3) 支給申請者が資格を取得したことを証明する書類

(支給決定等)

第8条 市長は、支給申請書及び追加支給申請書の提出があったときは、当該指定申請者が第3条に規定する要件に該当しているかどうかを調査の上、速やかに支給の可否を決定し、その旨を自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第7号)又は自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第8号)により当該支給申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第2号に掲げる者に対する給付金の支給については、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対して受講証明書(省令第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。)の発行が可能であることの確認等を行い、関係機関と連絡調整した上で、支給単位期間(省令第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。)ごとに支給の決定を行うことができる。

(大津市補助金等交付規則との関係)

第9条 第7条から前条までに規定する手続をもって、大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)第4条、第5条、第7条、第14条、第15条及び第18条に規定する手続に代える。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

2 この補助金は、国の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定は、同年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成28年4月1日以後に修了した教育訓練に係る給付金について適用し、同日前に修了した教育訓練に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月26日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年4月1日から適用する。

2 新要綱第5条の規定は、平成29年4月1日以後に修了した対象講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した対象講座に係る給付金については、なお従前の例による。

3 新要綱第6条の規定にかかわらず、新要綱第5条第2号に掲げる者(平成29年4月1日以後に対象講座の受講を修了した者であって、新要綱第6条の規定による対象講座の指定を受けていない者に限る。)が新要綱の施行後速やかに新要綱第6条第1項の指定申請書を提出して対象講座の指定を受けた場合は、対象講座の受講開始前に対象講座の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月11日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 新要綱の規定は、平成31年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、新要綱第5条第1項第3号に掲げる者（平成31年4月1日以後に新要綱第4条第1項第2号及び第3号に該当する講座の受講を修了した者であって、新要綱第6条第1項の規定による対象講座の指定を受けていない者に限る。）が新要綱の施行後速やかに新要綱第6条第1項の指定申請書を提出して対象講座の指定を受けた場合は、対象講座の受講開始前に対象講座の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 新要綱の規定は、令和4年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月21日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年8月30日から適用する。
（経過措置）
- 2 新要綱の規定は、令和6年8月30日以後に対象講座の指定を受ける者又は同日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に対象講座の指定を受けた者又は同日前に修了した講座に係る給付金について

は、なお従前の例による。

- 3 令和6年8月30日前までに対象講座の指定を受けた者にあつては、新要綱第7条第3項第2号の規定は適用せず、新条例第7条の2第3項第1号中「、第2号及び」とあるのは「及び」とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第6条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

(宛先)

年 月 日

大津市長

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		
住所		携帯() -	
		自宅() -	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日)～ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
(備考)			

自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定及び受給要件を審査するため、市民税課の課税台帳及び住民基本台帳の内容を、大津市子育て支援給付課職員が確認することに同意します。

申請者氏名

(裏)

(注)

- 1 支給の対象となる経費は、対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に必要とする費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練の指定講座（これらに準ずるものとして市長が認める講座を含む。）を受講する場合は、20万円が支給限度額となります。また、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者が専門実践教育訓練の指定講座（これに準ずるものとして市長が認める講座を含む。）を受講する場合の支給限度額は、160万円を上限として、修学年数に40万円を乗じた額となります。なお、上記に従って算定した額が12,000円を超えないときは、支給は行いません。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者については、上記の額からこれらの給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。なお、その額が12,000円を超えないときは支給は行いません。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、その受講を取りやめた場合、受講を途中でやめた場合や津市内に居住しなくなった場合等は、市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、受講修了日（雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、その支給額が確定した日）から起算して1か月以内に、改めて自立支援教育訓練給付金支給申請書に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

(表)

様式第2号(第6条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書について、大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づき審査し、次のとおり指定したので通知します。

フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日生
住 所			
教育訓練施設 の名称			
教育訓練講座 の名称			
教育訓練 の期間	年 月 日(受講開始日)～ 年 月 日		
所要費用 (予定)	入学料	円 受講料	円 合計額 円
支給方法			指定番号:
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

(裏)

(注)

- 1 支給の対象となる経費は、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に必要とする費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練の指定講座（これらに準ずるものとして市長が認める講座を含む。）を受講する場合は、20万円が支給限度額となります。また、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者が専門実践教育訓練の指定講座（これに準ずるものとして市長が認める講座を含む。）を受講する場合の支給限度額は、160万円を上限として、修学年数に40万円を乗じた額となります。なお、上記に従って算定した額が12,000円を超えないときは、支給は行いません。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者については、上記の額からこれらの給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。なお、その額が12,000円を超えないときは、支給は行いません。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講を途中でやめた場合や大津市に居住しなくなった場合等は、市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、受講修了日（雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、その支給額が確定した日）から起算して1か月以内に、改めて自立支援教育訓練給付金支給申請書に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。なお、通知書に記載のある支給方法において、支給単位期間（6ヵ月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 7 この決定は、給付金の支給決定ではありません。以下のような状況になれば、支給申請をされても給付金が支給されなくなる場合があります。
 - ア 市内に住所を有しなくなった場合
 - イ 母子家庭等でなくなった場合
 - ウ 母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けなくなった場合

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定棄却・却下通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書について、大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定により審査し、次のとおり指定棄却・却下したので通知します。

フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日 生
住 所			
教育訓練施設 の名称			
教育訓練講座 の名称			
対象講座の指定 をしない理由			
(備考)			

(表)

様式第4号(第7条関係)

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者氏名

印

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住所	(〒 -)	携帯 () -	自宅 () -
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
うち支給単位期間	うち 年 月 日(初日) ~ 年 月 日(末日)		
所要費用	入学料 円、 受講料 円、 合計額 円		
雇用保険制度による教育訓練給付金の額	円		
振込希望金融機関	銀行・農協・信金・信組		支店
	普・当	口座番号	名義
(備考)			

(裏)

(注)

- 1 この申請書は、受講修了日（雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、その支給額が確定した日）から起算して1か月以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して1か月以内）に提出してください。（正当な理由なく、期間内に提出しない場合は、給付金が支給されない場合があります。）
- 2 この申請書には、次の書類を添えてください。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 受講対象講座指定通知書
 - (4) 教育訓練修了証明書（支給単位期間ごとに支給を受ける方は受講証明書）
 - (5) 領収書
 - (7) 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書その他給付金の支給額が分かる書類（雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給者のみ）
 - (8) 地方税関係情報の取得に関する同意書

(表)

様式第5号(第7条の2関係)

自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者氏名

印

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名 (個人番号)	カガナ	生年月日	年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住所	(〒 -)	携帯 () -	自宅 () -
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
所要費用	入学料 円、	受講料 円、	合計額 円
雇用保険制度による教育訓練給付金の額	円	自立支援教育訓練給付金の額	円
振込希望金融機関	銀行・農協・信金・信組		支店
	普・当	口座番号	名義
(備考)			

事業主の証明欄

(裏)

(注)

- 1 この申請書は、受講修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格を取得した上で就職等した日（雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か月以内に提出してください。（正当な理由なく、期間内に提出しない場合は、給付金が支給されない場合があります。）
- 2 就職等年月日及び就職等先名称等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。雇用主の証明のほか、雇用証明書、給料等支払明細書もしくは受給者が加入している健康保険証（国民健康保険は除く）によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 3 この申請書には、次の書類を添えてください。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 教育訓練修了証明書
 - (4) 領収書
 - (5) 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書その他給付金の支給額が分かる書類（雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給者のみ）
 - (6) 資格を取得したことを証明する書類（合格証等の写し）
 - (7) 地方税関係情報の取得に関する同意書

年 月 日

地方税関係情報の取得に関する同意書

次の者は、大津市が母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき支給する自立支援訓練給付金に係る事務手続を処理するために限って、
年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

申請者 (本人)	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	〒

(注意)

- 1 氏名欄の記載に当たっては、同意をする方御自身が署名してください。
- 2 代理人が署名する場合は、本人による委任状を提示してください。

自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書について、大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定により審査し、次のとおり教育訓練給付金の支給をしないことと決定しましたので通知します。

フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日 生
住 所			
教育訓練講座 の名称			
給付金を支給 しない理由			
(備考)			